

## 加盟団体及び会員等の遵守規程

### (趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「連盟」という。）定款第 4 3 条に規定する加盟団体及びその会員が遵守すべき事項を定めるものである。

### (遵守事項)

第 2 条 加盟団体及びその会員は公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が制定した日本スポーツ協会スポーツ憲章の趣旨を体して、弓道競技の健全な普及発展を図らねばならない。

2 加盟団体及びその会員は、連盟の設立目的を尊重し、連盟の定款その他の規程、内規等を遵守しなければならない。

### (加盟団体の会員)

第 3 条 加盟団体は、次に掲げる者を会員とすることはできない。なお既に会員であっても、次に該当した場合は、会員の登録を取り消さなければならない。

- (1) 所属する加盟団体の承認を得ず、自らが自分の氏名、写真又は競技実績を広告に使うことを許した者。
- (2) 所属加盟団体の事前承認なく競技会の参加準備又は参加のために、物質的使益を受けた者。
- (3) 授与された賞又は副賞を金銭に換えた者。
- (4) 連盟又は加盟団体が禁止した競技会に参加した者。
- (5) 競技に際して、特にドーピング又は暴力行為などによりフェアプレーの精神に明らかに違反した者。
- (6) コーチを職業とした者又はしている者。
- (7) 会員が直接使用する弓道衣又は弓具に広告を記載したものを使用し又は使用させた者。
- (8) 日本スポーツ協会スポーツ憲章に違反し、競技者として著しく品位又は名誉を傷つけた者。

### (放送等に出演の届出)

第 4 条 加盟団体又はその会員が、放送、座談会その他の行事に出演、参加を求められた場合は、あらかじめ連盟に届出なければならない。この場合において当該出演等が適当でないと認めるときは、これを禁止する。

### (競技会の共催、後援)

第 5 条 加盟団体は、独自で又は他の団体等を共催者、後援者あるいは協賛者として加え競技会等を開催することができる。なお競技会を利用して行う商業宣伝は、あらかじめ連盟の承認を得なければならない。ただし競技会のプログラム、ポスターを利用する場合は、この限りでない。

2 連盟が主催又は共催する競技会の賞は、原則としてトロフィー、カップ、メダルなどとする。副賞を授与するときは、競技会の品位を傷つけず又は宣伝に利用されないものに限る。

### (規程の遵守)

第 6 条 連盟及び加盟団体の役員は、常に品位と名誉を重んじ加盟団体及びその会員の模範となるよう行動しなければならない。

2 連盟は、加盟団体又はその会員がこの規程に違反すると認めるときは、当該団体等に注意を与え、連盟主催の事業への参加を禁止することができる。

附 則

- 1 平成 6 年 3 月 4 日 制定
- 2 平成 6 年 4 月 1 日 施行
- 3 財団法人全日本弓道連盟競技者規程(昭和28年9月15日制定)は、これを廃止する。
- 4 平成23年11月1日 改訂(団体名称及び定款引用条数)
- 5 平成26年6月18日 改訂(定款引用条数)
- 6 平成30年3月11日 改訂